

令和2年度

行政監査（テーマ監査）
結果報告書

令和3年3月30日

静岡市監査委員

同

同

同

村松 眞

白鳥 三和子

山根 田鶴子

山本 彰彦

1 監査の基準

この監査は、静岡県監査基準（令和2年静岡県監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2 監査の種別

(1) 監査の名称

令和2年度行政監査（テーマ監査）

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第2項

3 監査の対象

(1) 監査のテーマ

「市立の高等学校における保護者からの徴収金の管理体制」

(2) テーマ選定の理由

行政監査（テーマ監査）は、平成30年度には「小・中学校預かり金の管理体制」を、令和元年度には「市立認定こども園における保護者からの徴収金の管理体制」をそれぞれテーマにして実施してきたところであり、受益者負担の観点から行事費や物品費などを保護者に求めるこれらの預かり金・徴収金の取扱いについて、監査の結果、公費との区分が十分でないことなどを指摘したところである。

このような背景から、小・中学校の預かり金や認定こども園の徴収金と性質が類似していると想定される市立の高等学校の徴収金（市の公金以外で、公務の中で収入及び支出等の手続を職員等が行う、保護者等から徴収している金銭）の管理体制について、行政監査（テーマ監査）を実施することとした。

(3) 監査対象とする課、年度及び徴収金

ア 監査対象課

(ア) 静岡市立高等学校

(イ) 総務局コンプライアンス推進課

イ 対象年度

令和2年度

ウ 対象とする徴収金（17種類）

学年費、修学旅行費、生徒会費、PTA会費、進路指導費、部活振興費、図書費、教育支援費積立金、修繕積立金、のみの市、定時制課程PTA会費、定時制課程給食費、定時制課程振興費、日本スポーツ振興センター、全国大会補助金用、生徒リーダー研修、鴻志会館

4 監査の着眼点

(1) 静岡市立高等学校

- ア 徴収金の在り方や使途は明確か。また、徴収金の使途について保護者等に適切に説明しているか。
- イ 徴収金の取扱いの中で、『学校運営における公費支出の基準（静岡県教育委員会・平成25年3月。以下「県基準」という。）がどのように活用されているか。
- ウ 徴収金に関する次の点などについて、統制する体制は有効に機能しているか。
 - (ア) 事務処理の手順
 - (イ) 帳簿の整備
 - (ウ) 通帳などの管理
 - (エ) 上記のほか、徴収金の取扱方法を定める手引やマニュアル、基準に示された事項

(2) 総務局コンプライアンス推進課

- ア 本市の準公金の取扱いに関するルールを適切に整備しているか。
- イ 準公金の管理運用方法について、適切な調査・指導を実施しているか。
- ウ 静岡市立高等学校の徴収金について、ア及びイの点をどのように把握しているか。

5 監査の主な実施内容

(1) 本監査

監査委員による説明聴取及び質疑を実施した。

(2) 予備監査

監査委員事務局職員による帳票簿冊等関係書類の監査及び説明聴取を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日 程
(1) 本監査 静岡市立高等学校及び コンプライアンス推進課 に対する聴取・質疑等	静岡庁舎本館3階 第一委員会室	令和3年1月25日（月）
(2) 予備監査 静岡市立高等学校に対 する書類・現地調査	静岡市立高等学校執務室、 監査委員事務局執務室など	令和2年11月9日（月）から 令和3年3月30日（火）まで

7 監査の結果

(1) 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6のとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(2) 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

本件の監査においては、指摘事項はなかったが、1件の指導事項があったので、適切な措置を講じられたい。

(3) 意見が1件あった。

なお、監査の結果の詳細及び意見については後述する。

用語説明

① 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。

② 指導事項

上記①以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

③ 意見

監査の結果に必然的に伴う、業務に対する意見である。

【参考】

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第8号まで 略

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

行政監査

1 監査の結果の詳細

(1) 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、1件の指導事項について別途指導した。

(2) 事実関係の把握

ア 予備監査の過程において、以下の事実を把握した。

(ア) 静岡市立高等学校（以下「市高」という。）では、全ての徴収金について、市準公金取扱基準（以下「市基準」という。）の規定に基づき、又はこれに準じて管理を行っていた。

(イ) 市高では、県基準の内容のうち「公費と団体会計との負担区分」の部分を参考にし、生徒個人が負担する教材費、模試受験料等の学年費、修学旅行費、生徒会誌の発行や文化祭等の生徒活動に係る経費のほか、P T A会員に関する規則に定めのある経費を徴収していた。

(ウ) P T A関係の徴収金については、予算・決算などはP T Aが決定するものの、経理処理は市高の事務職員が勤務時間内に行っていた。

(エ) 全ての徴収金について、徴収金の種別に応じて通帳を設けた上で市基準の規定による帳簿類を作成するなど、おおむね適正に管理されていた。

イ 本監査では、予備監査の状況を踏まえ、市高及びコンプライアンス推進課に対して質疑応答を行った。その結果把握された事実は以下のとおりである。

(ア) 徴収金の区分とその位置付けについて（市高）

市高の説明に基づき、徴収金を区分すると次表のとおりとなる。

区分	対象の徴収金	徴収金の位置付け
P T A関係徴収金	P T A会費、進路指導費、部活振興費、図書費、教育支援費積立金、修繕積立金、のみの市、定時制課程P T A会費、定時制課程振興費	県基準の私費会計中の「団体会計」
預かり金的徴収金	学年費、修学旅行費、生徒会費、定時制課程給食費、生徒リーダー研修、鴻志会館	県基準の私費会計中の「学校徴収金」
その他	日本スポーツ振興センター、全国大会補助金用	保護者から徴収している金銭ではなく、便宜的に市高として取り扱っている金銭

なお、県基準における私費会計の徴収金の区分は次のとおりである。

① 団体会計

学校の運営又は教育活動に密接に関係する団体が、団体の目的の実現のため、会員の意思により用途が決定される経費

② 学校徴収金

生徒に直接関わる経費のうち、受益者負担が適当と考えられるもので、教育活動を円滑に行うために、あらかじめ生徒又は保護者から徴収する経費

(イ) 徴収金と市基準の関係について（市高、コンプライアンス推進課）

P T A関係徴収金は、市高の扱う徴収金のうち、P T A関連のものに関していえば、市基準にいう「市以外の法人でない団体が保有する現金」に該当することから、市高がP T Aの活動を支援することについて公益上の必要性が認められ、かつ、P T Aが自ら現金又は動産を管理することが著しく困難であると認められる場合には、これを市基準中にいう準公金に位置付けることができるものと解され、市高はその解釈に従って、これを市基準が適用される準公金と位置付けていた。一方、預かり金的徴収金は、団体が保有する現金ではないことから、市基準は適用されないものの、市高では、これを準公金に準じたものとして管理をしていた。

(ウ) P T A関係徴収金を扱う場合の職務専念義務免除について（市高）

市高のP T Aに関する事務については、小中学校と比べ事務量が多く、内容も多岐にわたり学校運営との関連性が高いために公務と明確に区分できないとの理由から、これを勤務時間内に取り扱う事務職員について職務専念義務免除の手続をとっていなかった。

2 意見

今回の行政監査（テーマ監査）は、「テーマ選定の理由」で述べたとおり、平成30年度から連続するテーマとして、学校やこども園で保護者から徴収される金銭の在り方やリスク管理に焦点をあてたものとなっているが、今回の監査対象である市高の場合は、その種類や規模が格段に大きく、かつ、多方面にわたっている。また、歴史的な経緯や背景も加わり、制度的な整理が追い付いておらず、この点は全国的な課題とも目されているため、ともすれば現状肯定に陥りやすい状況にある。

市高における保護者からの徴収金の管理自体は、事務部門がひとつの所属として確立しているため適正に事務執行が行われており、公費との区分の点は県基準に従い、準公金管理の点は市基準に従い、又はこれに準じて実施されていた。しかしながら、これを本市の教育委員会組織全体からの観点で見ると小中学校における取扱いとの相違があり、また、本市全体の広義の準公金のリスク管理の観点からは統一的でない点が認められることから、次の意見を述べる。

① P T A関係徴収金について

市高では、P T A関係徴収金を県基準にいう『私費会計』のうちの「団体会計」とし、P T Aを学校の運営又は教育活動に密接に関係する団体と位置付けていることから、これを市基準でいう「市以外の法人でない団体が保有する」準公金として取り扱っている。しかし、市高におけるこの徴収金につき、公益上の必要性は一応説明できてもP T Aが管理することが著しく困難である理由を説明する必要がある上、市職員が勤務時間中に当該徴収金に係る事務を取り扱うための地方公務員法上の課題（職務専念義務との関係）は整理されていない。

さらに、小中学校においては、過去の行政監査においてP T A会費を私的会費として学校預かり金と区別しながら学校職員が取り扱っている実態について指摘されている状況にあることから、教育委員会として、小中学校及び高校を含めた学校とP T Aとの関係を改めて整理して、公益上の関与の度合い、P T Aが管理することの困難性、地方公務員法や教育公務員特例法上の課題などについて適切に対処することが求められる。

② 預かり金的徴収金について

預かり金的徴収金についても、市高では県基準に基づき私費会計とし、教育活動を円滑に行うため受益者負担が適当と認められる「学校徴収金」と位置付けており、その事務処理を市職員が勤務時間中に取り扱っている。しかし、この預かり金的徴収金は市基準に示す準公金の範囲には含まれておらず、事実上市基準に準じているとしている実情にあり、類似する小中学校における学校預かり金に係る静岡市立小・中学校準公金取扱基準に該当するルールも存在していないため、取扱いの根拠が曖昧なままとなっている。

今後、預かり金的徴収金の管理を小中学校と同様の方向性を持って行ってゆくのであれば、その点を明確にして根拠付けを行う必要がある。

③ 全市的な立場からの準公金管理の在り方について

以上述べたとおり、市高における保護者からの徴収金の管理に根拠の曖昧な点や法律上の課題が散見されていることから、全市的な準公金管理の在り方をどのような考え方に基づいて各部局の実情に配慮しながら進めてゆくのかを系統的に把握し、整理した上で積極的に指導助言を行うべき立場にあるコンプライアンス推進課は、①、②で述べた改善を要する点について教育委員会との連携を深めつつ取り組む必要がある。